

作成日 2009/11/25
改訂日 2011/07/15

製品安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	ボンド K120 (170mlチューブ)
製品コード	171232
会社名	コニシ株式会社
住所	大阪市中央区道修町1-7-1(北浜TNKビル)
担当部門	大阪研究所 研究開発第1部
電話番号(大阪営業推進部)	06-6228-2995
緊急連絡電話番号(夜間・休日)	090-7356-6462
推奨用途及び使用上の制限	●コンクリートと金属製ノンスリップ®の接着●金属板とコンクリートや木下地の接着●断熱材取付用アンカーとコンクリートや金属下地(ダクト)の接着。所定の用途以外には使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	自然発火性固体 区分外 自己発熱性化学品 区分外 水反応可燃性化学品 区分外 酸化性固体 区分外
健康に対する有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分1(呼吸器系) 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分3(麻醉作用) 特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分2(血液) 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素 シンボル



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H320 眼刺激
H336 眠気又はめまいのおそれ
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H370 呼吸器系の障害
H373 長期又は反復暴露による血液の障害のおそれ

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
容器を密閉しておくこと。(P233)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
指定された個人用保護具を使用すること。(P281)

救急措置

吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレン

- ズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ばく露した場合、医師に連絡すること。(P307+P311)
- ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
- 気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
- 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
- 特別な処置が必要である。(P321)
- 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
- 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
- 施錠して保管すること。(P405)
- 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

分類に関係しない他の危険有害性
 特有の危険有害性

有機溶剤中毒を起こすおそれがある。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物
 一般名 酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤

成分	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酢酸エチル	20～30%	CH ₃ COOC ₂ H ₅	(2)-726		141-78-6
アセトン	10～20%	CH ₃ COCH ₃	(2)-542		67-64-1
シリカ	1～5%	SiO ₂	(1)-548		7631-86-9

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）
 アセトン（政令番号：17）（10%～20%）
 シリカ（政令番号：312）（5%未満）
 酢酸エチル（政令番号：177）（20%～30%）

4. 応急措置

- 吸入した場合 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。
 多量の水と石鹼で洗うこと。
 直ちに医師に連絡すること。
- 目に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 直ちに医師に連絡すること。
- 応急措置をする者の保護 救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

- 消火剤 粉末消火剤、一般の泡消火剤、二酸化炭素、砂、噴霧水
- 特有の危険有害性 引火性、可燃性物質。
- 特有の消火方法 ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。
- 消火を行う者の保護 消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

<p>人体に対する注意事項、保護具および緊急措置</p>	<p>危険な現場を分離して無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。 漏洩場所を換気する。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。</p>
<p>環境に対する注意事項</p>	<p>環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。</p>
<p>回収・中和</p>	<p>少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。</p>
<p>封じ込め及び浄化方法・機材</p>	<p>大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。</p>
<p>二次災害の防止策</p>	<p>危険でなければ漏れを止める。 すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気 安全取扱い注意事項

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
換気の良い場所で取り扱うこと。

眼、皮膚又は衣類に付けないこと。
取扱い後はよく手を洗いうがいをする。

火気厳禁、静電気注意。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

接触回避

保管

技術的対策

保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。

保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

混触危険物質

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管条件

保管温度：2～40℃
日光から遮断すること。
容器を密閉して保管すること。
施錠して保管すること。

容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度

	管理濃度(厚生労働省)	許容濃度(産衛学会)	ACGIH
酢酸エチル	200ppm	200ppm(720mg/m3)	TWA 400ppm
アセトン	500ppm	200ppm(470mg/m3)	TWA 500ppm, STEL 750ppm
シリカ	未設定	【粉塵許容濃度】(第1種粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m3 総粉塵2mg/m3	

設備対策

換気をしながらご使用ください。
本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置

したほうがよい。
局所排気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具 防毒マスクには有機ガス用吸収缶を使用する。
 手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。
 眼の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。
 皮膚及び身体の保護具 長袖作業衣、必要に応じて保護服及び保護長靴を着用する。
 衛生対策 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状 ペースト
 色 灰色
 臭い 芳香臭
 pH データなし
 沸点、初留点及び沸騰範囲 56°C (アセトン)
 引火点 -10°C (タグ密閉式)
 自然発火温度 427°C
 蒸気密度 1以上 (空気=1)
 比重 (密度) 約1.3 g/cm³
 溶解性 水に不溶、有機溶剤に可溶
 粘度 180~350 Pa・s

10. 安定性及び反応性

安定性 通常の条件下では安定である。
 危険有害反応可能性 反応性なし。
 避けるべき条件 溶剤の蒸気は空気より重く、地面あるいは床の沿って移動することがあり、遠距離引火の可能性がある。
 混触危険物質 酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触を避ける。
 危険有害な分解生成物 燃焼などによりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性

経口 分類結果は急性毒性 (経口) 一区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため急性毒性 (経口) 一分類できないとした。
 経皮 分類結果は急性毒性 (経皮) 一区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため急性毒性 (経皮) 一分類できないとした。
 吸入 分類結果は急性毒性 (吸入: 蒸気) 一区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため急性毒性 (吸入: 蒸気) 一分類できないとした。

皮膚腐食性/刺激性 分類結果は皮膚腐食性/刺激性一区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため皮膚腐食性/刺激性一分類できないとした。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性一区分2Bの濃度がカットオフ値以上のため眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性一区分2Bとした。

呼吸器感作性又は皮膚感作性 データなしのため呼吸器感作性一分類できないとした。
 分類結果は皮膚感作性一区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため皮膚感作性一分類できないとした。

生殖細胞変異原性 分類結果は生殖細胞変異原性一区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため生殖細胞変異原性一分類できないとした。

発がん性 分類結果は発がん性一区分外となるが、分類できない成分が約90%含まれるため発がん性一分類できないとした。

生殖毒性 混合物の成分の生殖毒性一区分2の濃度がカットオフ値以上のため生殖毒性一区分2とした。

特定標的臓器毒性 (単回暴露) 混合物の成分の特定標的臓器毒性 (単回暴露) 一区分1 (呼吸器系) の

	濃度が10%以上のため特定標的臓器毒性(単回暴露) - 区分1(呼吸器系)とした。
	混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回暴露) - 区分3(麻酔作用)の濃度が20%以上のため特定標的臓器毒性(単回暴露) - 区分3(麻酔作用)とした。
特定標的臓器毒性(反復暴露)	混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復暴露) - 区分2(血液)の濃度が10%以上のため特定標的臓器毒性(反復暴露) - 区分2(血液)とした。
吸引性呼吸器有害性	40℃動粘性率が20.5mm ² /sより大きいいため吸引性呼吸器有害性 - 区分外とした。

1.2. 環境影響情報

環境に対する有害性	
水生環境急性有害性	分類結果は水生環境急性有害性 - 区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため水生環境急性有害性 - 分類できないとした。
水生環境慢性有害性	分類結果は水生環境慢性有害性 - 区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため水生環境慢性有害性 - 分類できないとした。
生態毒性	情報なし
環境影響その他	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。

1.3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 乾燥物は廃プラスチック類に分類される(安定型産業廃棄物)。
汚染容器及び包装	空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。 外箱、紙管など紙製容器・包装：回収または紙くずとして処理(単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物)。 金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。 ガラス容器：ガラスくずとして処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。 プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類として処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

1.4. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
航空規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
国内規制	
陸上規制情報	消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
海洋汚染物質	非該当
航空規制情報	該当しない
国連番号	該当しない

特別安全対策

『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。
容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。

15. 適用法令

労働安全衛生法

第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）

作業環境評価基準（法第65条の2第1項）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法57条1、施行令第18条）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）

消防法

第2類 引火性固体

悪臭防止法

特定悪臭物質（施行令第1条）

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第1の16の項（2）

16. その他の情報

連絡先

『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。

参考文献

JIS Z 7250-2005 化学物質安全データシート（MSDS）

JIS Z 7252-2009 GHSに基づく化学物質等の分類方法

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス（平成21年3月）

社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン（平成20年10月）

日本ケミカルデータベース(株)MSDS作成システム「ロジスト」により作成。

その他

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。

以前にお渡しした本製品の製品安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。

法改正や製品の改良によりMSDSを改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。

MSDSの伝達の経路：製品安全データシート（MSDS）は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のMSDSの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】

ホルムアルデヒド放散等級

JIS A 5537（木れんが用接着剤）F★★★★

4VOC放散速度基準

日本接着剤工業会自主管理規定 JAIA-401085 4VOC基準適合

前版からの変更点

「1. 化学物質等及び会社情報」に変更があります

「2. 危険有害性の要約」に変更があります

「3. 組成及び成分情報」に変更があります

「11. 有害性情報」に変更があります

「15. 適用法令」に変更があります